

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応 (4月6日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、原則として開所します。

なお、家庭的保育の協力依頼は、一旦は5月6日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し、緊急性が乏しい場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し、児童の状況等により、新型コロナウィルス感染症の罹患が疑われる場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ、各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）が一定数在籍していることから、家庭保育の協力を依頼したうえで、保護者のニーズ等、各園の事情を踏まえ、可能な限り受入に努めていただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、原則として開所します。開所時間は、通常どおりとします。

なお、家庭保育の協力依頼は、一旦は5月6日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 自由来館事業、つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから、休館・休所します。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校における対応を踏まえ、休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが、各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」は利用休止します。

会議室等の貸館については、感染拡大防止の観点から、主催者側に参加者の体調把握をしていただくとともに、密閉・密集・密接の3つの「密」を避け、不要不急の会議については控えていただくよう、主催者に依頼することとします。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」など

休館・休所はしませんが、会議室等の貸館については、感染拡大防止の観点から、主催者側に参加者の体調把握をしていただくとともに、密閉・密集・密接の3つの「密」を避け、不要不急の会議については控えていただくよう、主催者に依頼することとします。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を中止するもの

以下事業は、近距離で会話等しながら実施、かつ、知識の提供や交流等を行うものであり、他の相談業務で代替可能であることから、中止します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか発達教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室 (所内実施型)	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

(2) 事業を継続するもの

以下事業は、乳幼児の発育・発達などの健康状態を確認する貴重な機会であり、対象者の影響が大きいことから、以下の点に留意したうえで、継続します。

① 健診前の受付場面における症状の有無の確認

受付場面においては、健診来所者の健康状態を尋ね、新型コロナウイルス感染症を疑う症状の有無を確認します。

症状がある場合は、帰宅を促し、別途の機会を案内します。

② 健診会場内の消毒・換気

健診来所者が触れやすい場所、物（おもちゃ、絵本等）は、アルコールや薄めた漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）により、こまめに消毒します。

健診終了時には、部屋の換気を十分に行い、改めて上記の消毒を行います。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査 (4箇月・8箇月・1歳半・3歳)	乳幼児及びその保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	各健診月1～4回

3 上記1、2の対応に係る期間の目途

5月6日まで

4 その他

上記「1」～「3」の取扱いについて、状況が変化した場合は、速やかに見直します。